

平成27年度行政事業レビューシート ( 法務省 )

<b>事業名</b>	留置施設の維持管理に係る実費償還			<b>担当部局庁</b>	矯正局	<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	不明	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	総務課	総務課長 大橋 哲		
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	矯正処遇の適正な実施 II-5-(2)矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律(明治35年法律第11号)			<b>関係する計画、通知等</b>	-			
<b>主要政策・施策</b>				<b>主要経費</b>	その他の事項経費			
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	拘置所等の刑事施設に収容されるべき被疑者・被告人が、各都道府県の警察官署に設置されている留置施設に勾留された場合に、その者の収容に必要な食糧の確保や消耗品等の諸費用など、警察官署で支出した経費の実費を国が償還することを目的としている。							
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」(明治35年2月27日 法律第11号)に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。							
<b>実施方法</b>	その他							
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	▲ 23	▲ 25	0	5,129		
		前年度から繰越し	0	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0		
		予備費等	▲ 124	0	32			
		計	5,532	5,374	5,328	5,129	0	
	執行額	5,389	5,283	5,326				
	執行率 (%)	97%	98%	100%				
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度	
		成果実績	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-		
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載 <input type="checkbox"/> チェック								
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由	定量的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績						
	警察官署の留置施設に勾留され償還人員の対象となる被疑・被告人は検挙の動向や捜査上の必要性など他動的要因に左右されるものであり、定量的な成果を示すことはできない。	拘置所等の刑事施設に収容されるべき被疑者・被告人が、各都道府県の警察官署に設置されている留置施設に勾留された場合に、その者の収容に必要な食糧の確保や消耗品等の諸費用など、警察官署で支出した経費の実費を国が償還することを目的としている。						
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度	
		実績	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	刑事施設に収容されるべき被疑・被告人が、各都道府県の警察官署に勾留され、収容に必要な経費を警察官署で支出した場合に実費を国が償還している。	活動実績	施設	52	52	52		
		当初見込み	施設	52	52	52	52	
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	償還人員1人1日当たりの実費弁償額(円/人日)	単位当たりコスト	円	1,576	1,596	1,650	1,650	
		計算式	千円/人日	5,389,191/ 3,419,537	5,283,082/ 3,310,202	5,326,424/ 3,209,752	5,128,842/ 3,108,389	
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	都道府県警察実費弁償金	5,129						
	計	5,129	0					

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性		事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	法律に基づき各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。	
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	同上	
事業の効率性		政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	-		
		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-		
		受益者との負担関係は妥当であるか。	-		
		単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	各都道府県の警察官署に設置された留置場で支出した経費を国が償還するもの。	
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	同上	
事業の有効性		不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
		その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-		
		成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	同上	
		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-		
関連事業		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	同上	
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-		
		関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-		
点検・改善結果	点検結果	各都道府県警察本部が所轄の留置施設に収容された刑事被告人等の勾留人員を毎月集計して、各都道府県に所在する刑務所又は拘留所に所要額を請求し、各刑事施設において支出しているものである。拘留所等の刑事施設に収容することに代えて、警察官署の留置施設に勾留された者の収容業務に係る実費を償還するものであり、勾留者1人当たりの単価については毎年関係機関と協議するとともに、留置施設の勾留者の刑事施設への移送は執行指揮に基づき適時適切に受け入れている。 なお、平成26年度は、償還人員が予算人員を上回ったため、他の予算から32,066千円の流用措置を講じた。			
	改善の方向性				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	0044	平成23年度	0040	平成24年度	0043
平成25年度	0031	平成26年度	0024		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

法務省（矯正局）

5,326百万円

「警察署内ノ留置場ニ拘禁又は留置  
セラルル物ノ費用ニ関スル法律」に  
基づき、都道府県警察に対して実費  
弁償するための予算を地方に配分



A. 矯正施設（52庁）

5,326百万円

刑事施設に收容することに代えて、  
留置施設に留置された者の食糧等に  
要する経費の償還



B. 東京都ほか

5,326百万円

刑事施設に收容することに代えて、  
留置施設に留置された者の食糧等に  
要する経費の償還

資金の流れ  
（資金の受け取  
り先が何を行っ  
ているかについ  
て補足する）  
（単位：百万  
円）

A.			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	各会計機関への予算配布	5,326			
計		5,326	計		0
B.東京都			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
その他	償還人員に基づく実費弁償金	728			
計		728	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	728	-	-
2	大阪府	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	420	-	-
3	愛知県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	333	-	-
4	神奈川県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	311	-	-
5	埼玉県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	294	-	-
6	千葉県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	283	-	-
7	福岡県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	224	-	-
8	兵庫県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	203	-	-
9	静岡県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	170	-	-
10	群馬県	留置施設に留置された者の食糧費等に要する経費の償還	152	-	-
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		